

# インド金為替本位制度（1893～1913年） に対する矢内原忠雄氏と新庄博氏の見解

——『帝国主義下の印度』と  
『広域経済と貨幣制度』——

片岡俊郎

## I

インド金為替本位制度について、経済史家井上巽氏は「インド金為替本位制の成立とシテイ金融資本」（東北大学『西洋史研究』第2号、1973年）で、貨幣制度論的視角からするわが国金融学界の金為替本位制研究が、共通して19世紀末のインド貨幣改革を直ちにインドにおける金為替本位制の成立と同一視するという誤った理解を示しているとして、次のように述べる。

「わが国金融学界のインド金為替本位制に関する本格的な研究は必ずしも多くはないが、例えば戦前の松岡孝児『金為替本位制の研究』昭和11年には、インドの金為替本位制は1899年に完成したものと看做されており、また新庄博『広域経済と貨幣制度』昭和18年には、1893年におけるインドの銀自由鑄造の停止をもって事実上金為替本位制が成立したとされている。さらに戦後の研究では、小野一一郎「国際金融」（信用理論研究会編『講座信用理論体系』Ⅲ、昭和31年、所収）では1893年成立説、小野朝男『国際通貨制度』昭和32年および最近の中西市郎・岩野茂道『国際金融論の新展開』昭和47年には1899年成立説がとられている。以上のような金融学界の主として貨幣制度論的視角からの研究に対して、矢内原忠雄「帝国主義下の印度」（『矢内原忠雄全集』第3巻、昭和

38年、所収）はイギリス帝国主義下におけるインド金為替本位制の「植民政策略的意義」を分析したわが国唯一の本格的な研究であるが、ここでは例えば1899年の「インド鑄貨および紙幣法」の制定について「金貨流通の金本位制に向って更に一步を進めた」という正確な理解が示されている点に注目しておきたい（同書、508頁参照）。」

私は経済史家でもないので、インドの金為替本位制が何年に成立したかの論争に深入りするつもりはないが、井上巽氏が矢内原忠雄氏とその他の金融学界の研究者を区別しているのが、本稿IIでは矢内原忠雄氏の見解を、III、IVでは金融学界の研究者の代表として新庄博氏の見解を取り上げ、両者の比較を試みた。

## II

矢内原忠雄『帝国主義下の印度』<sup>(1)</sup>は、第1章「印度問題概観」、第2章「印度幣制の植民政策略的意義」、第3章「印度工業と植民政策略」、第4章「印度農業と植民政策略」、附録「アイルランド問題の沿革」から構成されている。

ここで問題にするのは、第2章「印度幣制の植民政策略的意義」である。第2章「印度幣制の植民政策略的意義」は、第1節「序論」、第2節「銀本位制」、第3節「金為替本位制」、第4節「金地金本位制」から成っているが、当面の課題にとっては第4節「金地金本位制」は対象外である。

第1節「序論」は、次のような書き出しで始まる。「印度の貨幣制度の沿革は貨幣論上重要な事実を展開し、貨幣学者の大なる注意を喚起して来た。就中19世紀末20世紀初頭に於ける金為替本位制の採用、並に最近に於ける金地金本位制の採用は、特に顕著なる貨幣制度上の実験である。金為替本位制に類似の制度は嘗てスコットランド其他に存在したることあるも、特に此名称を附せられしは1899年印度に於てこの制度の確立せられしを以て最初とする。」<sup>(2)</sup>

矢内原忠雄氏による金為替本位制度に対する一般的な説明は、次の通りである。「この制度に於ては銀貨は依然無制限の法貨として存在するもその自由鑄造を許さず、その価値は他の金本位国の本位貨幣たる金貨に対し一定の割合を以て規定せられ、而して通貨は主として名目銀貨及び紙幣とし、金貨は原則として国内に流通せず、金は主として為替準備資金として他の金本位国に保有し、この準備に対し一定の相場を以て金為替手形を売渡し、かくて政府の外国為替調節によりて其貨幣の対外価値の安定を図るものにして、即ち金貨の流通せざる金本位制度の一種である。」<sup>(3)</sup>

矢内原忠雄氏は金為替本位制度を、高度の信用と発達した世界経済とを基礎とする通貨制度であると理解する。高度の信用とは、国内信用制度の確立による金貨節約の意味であり、発達した世界経済とは、国内経済が世界経済に依拠せざるをえない状況下、世界的信用制度がまだ不完全なために、金をもつばら国際的貨幣として保有、利用せざるをえない意味である。

金為替本位制度が、最も進歩的な制度として理解されるにもかかわらず、経済的に資本主義の未だ幼稚なる地、政治的にも英国の植民地であり、社会的にも全人口の9割が文盲である後進国インドに、なぜ成立したかに疑問を提示する。この発達した信用制度の所産たる金為替本位制の考案者、創設者、実行者は、「東洋諸国の天才達」、「東洋諸国民」、「東洋諸国」、「東洋」ではないと断定し、それはインドの植民地（属領）性の産物であり、英国のインド支配政策の一つの現われ、しかも、その中心的政策であるとする。したがってインドの貨幣制度分析には、インドの植民地的関係の分析なくしては理解されえず、貨幣研究は、社会の経済的、政治的機構の分析なしには不可能だとするのである。矢内原忠雄氏の見解が植民地政策論的視角といわれるゆえんである。

第2節「銀本位制」では、金為替本位制前史が語られる。矢内原忠雄氏の要約によると1893年の銀自由鑄造中止にいたるインドの貨幣制度の歴史は次の通りである。

「(1)印度は始め金銀貨共に多種類行はれたが東印度会社の統治によりて複雑なる貨幣の種類が統一せられた。

(2)ルーピー銀貨を以て全印度の法貨となしたが、金貨の流通も認められた。

(3)1835年以来銀単本位国となつたが、金は屢々政府への納入に使用することを認められた。

(4)印度政府、印度在住の英国人、及び印度民衆は、一致して金貨制の要求を反覆したが、英本国政府は繰返して常に之を拒否した。

(5)印度側は国際的複本位制採用に賛成したが、英国政府は常に之を拒否した。<sup>(4)</sup>」

要するに、インドの金に対する要求が一貫的であり、英国の金に対する拒否もまた一貫的であつたとのまとめである。インド社会が金に慣れていなかったわけでもなく、インドの経済が幼稚にして取引量小さく、金貨使用に適しないというわけでもないのである。むしろ反対に、インドは政治的にも商業的にも金本位国である英国に連結させられているゆえに、対外関係において金本位制の方が有利なのである。そしてこの不可思議な謎を解く鍵はきわめて簡単であるとして、矢内原忠雄氏は次の有名な文章で叙述する。「そは英国が印度の金を欲したからである。英国が自国の金本位制を擁護せんと欲したからである。英国が自らその金融市場の世界的中心、従つて世界の経済的指揮者、世界の金主たる地位を發達せしめんと欲したからである。要するに英国が金の花を持たんがために、印度には銀の花を持たしたのである。印度は英国の色黒き侍女である。色黒き侍女に色白き貨幣。何と色彩の配合の美しいことであるよ！彼女は金の花を欲しても、銀の花を持たさされる。彼女の持つて居る金の花まで取り上げられる。そは侍女が金の花をかざすことは身分に相応しないから。そして又ブリタニカ姫君は立派に装はれねばならぬから。<sup>(5)</sup>」

したがって、1893年にいたるまでのインドの銀単本位制の維持は、決してインドの要求から出たものではなく、インド政府並びにインド実業家の金貨要求を拒否して英本国政府の強要、命令に服したもののなのである。英本国は、貿易

政策と貨幣政策兩者を通じて、インドにおける産業興隆の機運を阻止し、その犠牲のもとに英国の産業の繁栄をもたらしたことになるとの結論である。

第3節「金為替本位制」は、銀の自由鑄造を禁止し、ルピーと金およびソヴリン金貨との交換並びに交換割合を公定したハーシェル委員会の報告に基づく、1893年の貨幣制度改革から説明を開始する。銀貨はなお無制限法貨であり、一方、金の自由鑄造が認められなかったゆえにこの立法は金本位制とはいえず、金本位制を目標とした過渡的制度だとされる。1ルピーを1シリング4ペンスと公定したにもかかわらず、なかなかその線までルピー貨は上昇せず、ようやく1897年下半期に1シリング4ペンスに近づくことになる。この機会をとらえて金本位制採用に一步前進せんとする目的で、英国政府は1898年ファウラー委員会を任命する。

ファウラー委員会に提出されたインド政府、プロビン氏並びにリンゼー氏の提案を次のように説明する。

まず、インド政府の提案は「ルーピー銀貨を更に流通より引上げて其の金価値を1志4片に達せしむること、英本国に於ける募債によりて金を印度に送致し且つ銀貨鑄潰によりて金を買ひ以て金本位準備を建設すること、政府はルーピーの対外価値が1志4片に上る迄はその所有の金を売下ぐることを為さざること、而してこの時期の到達を以て金をば法貨と為すべし、といふにあつた。即ちルーピー通貨の縮少によりて金貨本位制到達を計るものであつた。」<sup>(6)</sup>

次にプロビン氏（L. C. Probyn）は、「印度に於ける金退蔵の風習に鑑み金貨の流通する金本位制をば実行上危険なりとし、新に額面1万ルーピーの紙幣をば金の提供者に対して発行すべく、その兌換は紙幣所持者の選択に従ひルーピー若くは金を以てするも、金を以て兌換が請求せられたる際金貨を以てするや金地金を以てするやは政府の選択によるものと為すべし、との案を提出した。」<sup>(7)</sup>

そしてリンゼー氏（A. M. Lindsay）の提案は、「500万磅乃至1000万磅

をば倫敦にて借入れ之を金本位準備として別置すること、倫敦に於てルピー払為替手形を請求するものに対しては金額1万5000ルピー以上のものに限り1ルピー1志4片16分の1の割合にてカルカッタ又はボムベイ宛手形を売出すこと、印度に於て磅貨を請求するものに対しては金額1000磅以上のものに限り1ルピー1志3片4分の3の割合にてロンドン宛英貨払手形を売出すこと、金本位準備が減少する時はルピー通貨の過剰を意味するが故に政府はルピー銀貨を引上げ之をロンドンに送り磅貨を買ひて金本位準備資金を強固になすべきこと、印度に於ける通貨供給を増加する必要があるときはロンドンに於ける印度省手形の売却によるべきこと、等々であつた。即ちリンゼー案は金貨をば印度の国内に流通せしめず、金は専らルピーの対外価値維持資金として倫敦に保有すべく、ルピー対外価値維持の手段としては政府は一定の割合を以て倫敦に於ては印度宛ルピー払手形、印度に於ては倫敦宛英貨払手形の売出を為すべく、即ち政府の為替調節によるべしといふのである。<sup>(8)</sup>

しかし、ファウラー委員会はプロビン案、リンゼー案の金地金による兌換は、欧州、インドの慣習に合わず、英国の1819年の兌換回復法は一時的便法であつたとして、これらの案をしりぞける。そして金の出入自由の原則の上に金貨流通を伴う金本位制を制定することを目的として、金銀ともに法貨にして、銀の自由鑄造を禁止するいわゆる跛行本位制たるべき六つの条件を整備する。そしてルピーの為替相場を1シリング4ペンスに安定させることを目的としたのである。政府はファウラー委員会の報告を受けて、1899年インド鑄貨及び紙幣法を制定する。かくて、ともかくインドの幣制は金貨流通の金本位制に向かつてさらに一步を進めたのである。

しかし、事態はそのように進まず、1899年頃より飢饉のために農産物が商品市場に多く放出され、通貨不足の問題が起こる。これに対し政府はソヴリン金貨を投入するが、飢饉状態にあつて民衆は小額面のルピー貨を要求したため、ソヴリン貨は国庫に回収される。1900年には、政府はやむなくルピー銀貨の新

鑄をなさざるをえない事態に追い込まれるのである。この鑄造益金をもって設置された金本位準備の金は、インド政府の要求を無視してロンドンに置かれたために、ルピーの為替調節資金として利用される結果になったのである。金本位準備に基づくルピーの為替調整は、ルピー払い送金手形であるインド省手形と、英貨払い送金手形である逆インド省手形によってなされるのである。かくして英国政府のインド貨幣政策の方針は一変する。1900年における飢饉による特別事態に際してのインド人のルピー銀貨の需要、1907年—1908年、恐慌に際してルピー為替相場下落等、インド側にも方針を一変させる理由は存在するものの、ひとえに英本国政府が一貫してインドの金をロンドンに保有することを欲したことこそ、金為替本位制度の根本原因なのである。

最後に、矢内原忠雄氏は金為替本位制度を七つにまとめている。

第一は、金為替本位制度の主要眼目が貨幣の対外価値の安定であるとして次のように述べる。「国内通貨としては主として銀貨及紙幣を用ひ、金は対外支払の為に充当する準備として保有すべく、而して政府（若くは中央銀行）が為替調節を試みて相場の維持安定を計る。印度に関して如何にこの制度が運用せられしやを見るに、国内通貨としては無制限法貨たるルーピー銀貨及紙幣を用ひ、しかも銀の自由鑄造を禁じ、ルーピーの価値の英貨又は金に対する割合を公定し、ルーピーを金に引換ふべき準備として金を蓄積して之を倫敦に置く。而してルーピーの対英貨相場が法定価値より高騰する時は倫敦に於ける印度省は正貨輸送点の最高点以内の価格を以て印度への送金者に対し印度政府宛ルーピー払為替手形（印度省手形 Council Bills）を売出す。之によりて得たる英貨は倫敦の金本位準備中に加へ、印度にありては之に相当するルーピーを発行して手形所持者への支払に宛てる。之に反しルーピーの対英貨相場が下落する時は印度政府は英本国印度省宛英貨払為替手形（逆印度省手形、逆手形 Reverse Councils, Reverse Bills）をば正貨輸送点の最低点以上の価格を以て英国への送金者に対し売出す。之によりて得たるルーピーは印度に於ける通貨収縮となり、

一方倫敦の印度省にありては之に相当する英貨をば手形所持者に支払ひそれだけ金本位準備勘定より落とす。この政府のマニピュレーション（調節）によりて正貨輸送点の範囲内に於てルピーの対外価値が安定せしめらるべきものである。<sup>(9)</sup>金為替本位制が銀本位制に比べて貨幣の対外価値安定に効があつたことは認めなければならないが、金貨流通の金本位制と比較した時には問題はある。銀貨国と金貨国との為替相場が国際貸借関係の他に金銀価格の変動の影響をこうむることは周知の事実である。インドは銀を無制限法貨とした銀貨国であるために、単純なる金本位国であればこうむらなくてもよい外国為替の動揺に左右される危険が存するのである。

第二は、ルピーの対外価値が銀市価以上の高さに決定されたことをあげる。銀価値の少々の騰貴によって、ルピーの対外価値即ち為替相場が安定を失なうことがないように、インド政府はこの高く定められたルピーの対外価値維持のため全力を注ぐことになった。これは植民地ゆえの本国費支払いのための財政的難関を突破しようとしたものである。ひとえにルピーの為替相場安定策は、インド政府安定策であつたのである。

第三は、金為替本位制度下のインドにおける通貨の伸縮の状況である。インドにおける通貨の膨張または収縮を規定する要因は、ルピーの外国為替相場であり、国内市場の状況にはよっていない。貿易依存度がそれほど高くないインドにおいて、世界市場に中心を置き国内市場をかえりみない諸政策は、為替の安定のために国内物価の安定を犠牲にせざるをえなかつたのである。「事実に於て、1893年にルピー為替1志4片の標準を公定してより以来この率の到達及維持に努力せる結果、1893年－1899年の期間に為替は1志2片546より1志4片067に昇りしに対し、之に伴ふ通貨収縮により物価は同期間に1割7分方下落した。1899年以来為替をほぼ1志4片にて安定せしめたる結果、1899年－1913年の期間に於ける物価は5割8分方騰貴した。1900－1913年の期間に於ける英国物価指数の上昇が僅か1割6分5厘なるに比すれば、右の印度の物価騰貴は



驚くべき割合と言はねばならない。カナダ濠洲等の農業国と比するも印度の物価騰貴は特に甚しくあつたのである。その原因は主として為替安定政策に基因する通貨膨張にあるものと解すべきである。<sup>(10)</sup>

第四は、金為替本位制がインドの経済に及ぼした影響である。一つは、為替安定が輸出入貿易に対し為替に関する投機的不安を除く利点があるが、ルピーの対外価値が高く規定されたゆえに為替高がインドの輸出業者及び生産者の利益を犠牲にしたのである。その二は、金為替本位制は金の節約となるが、節約された金はインドの立場からすれば、退蔵と同様である。インドの金為替本位制は、通貨としての金の節約と同時に資本としての金の節約、したがってインド資本の蓄積を阻害したことになる。

第五は、在外正貨即ちインドの金をロンドンで保持する問題である。インド政府は三種の資金勘定をロンドンにて保有する。一般国庫金、金本位準備、紙幣準備である。それぞれの準備はそれぞれの機能に基づいて設置されたものにもかかわらず、一括してロンドンに置かれたがゆえにインドにとっては一体として考えざるをえない。巨額の準備をロンドンに保有することは、為替調節の目的の他に英国金融市場における資金利用の目的を果たしたからである。そのことはインドにおける金融機関の不備となって現われたとも考えられる。

矢内原忠雄氏は第四、第五をまとめて次のように述べる。「如上の如く金為替本位制の運用を中心として見たる印度の英本国に於ける収支及び資本保有の問題は、印度資本の犠牲に於ける英国資本の蓄積、印度産業の犠牲に於ける英国産業の発展、印度財政の犠牲に於ける英国財政の豊富、要するに印度の資本及び所得の英国への捲き上げたる性質を有するものと言はざるを得ない。<sup>(11)</sup>

第六は、インドの金為替本位制度が、英国政治の一部としてのインド政府による為替の調節、通貨の発行及び準備の運用は同一の政府機関に属し、しかも法律上の拘束なく行政手段の自由裁量による制度たることである。英本国政府インド省によるインド通貨及び為替の管理は、インド経済の要求に適合するも

のとは必ずしもいえない。その意味において、自由裁量の余地がない金貨本位制の採用が主張されるのである。

第七では、以上のまとめがなされる。

「(1)ルーピーの価値は磅に、若くは金につながれた。磅が造幣平価を保有する場合には金の一定量を以てルーピーの価値を規定せることは磅貨の一定量を以て之を規定せるに外ならない。1920年初に磅の価値が金に対して打歩を生じた際には、1ルーピー金2志の公定によりルーピーは金につながれ、磅によりては規定せられざるものであつたが、やがてルーピー為替下落と共にルーピーは再び金を離れて英貨につながれた。即ち金為替本位制といふも事実上磅（英貨）為替本位制であつたのである。

(2)印度の通貨はルーピー銀貨及銀貨に兌換せらるべき紙幣とし、金は退蔵用以外には主として対外支払のために用ふべく、その大部分は之を倫敦に置く。倫敦には印度の金及び資金が蓄積投資せられて英国の産業及び世界金融市場に於ける英国の勢力を支持する為めに利用せらる。之に反し印度に於ては資本の蓄積金融の発達は奨励せられなかつた。

(3)為替の安定を主眼とし、国内産業の需要を冷遇した。換言すれば印度と英国との連結の安定をば印度内部の安定よりも重んじたのである。或はむしろ英国との連結が即ち印度の安定なりと為せるものである。為替の安定によりて印度の輸出入貿易は共に利益を受くるも、ルーピー為替の造幣平価以上の維持策及び金本位準備の運用策は特に英国より印度への輸入を奨励するものであつた。

(4)財政的には印度に於ても英本国に於ても政府の安定、即ち英国による印度統治安定の効果をも有した。

(5)印度政府及び民間の与論は常に金貨本位制の実施少くともその実施の準備たるべき制度を要求せるに拘らず、英本国政府は一貫して之を拒否し金為替本位制を發展せしめたのである。金本位準備の保有地、その内容及び運用についても同様に印度の要求に反して英本国政府の決定したる処である。<sup>(12)</sup>

矢内原忠雄氏は金為替本位制の以上のごとき事実から、英国とインドとの特殊な経済的政治的關係にすべてを帰す。英国は統治者、インドは被統治者、英国は支配者、インドは被支配者、英国は植民国、インドは植民地なのである。この簡単な關係の理解が、一見複雑と見える金為替本位制を理解する鍵なのである。金為替本位制は銀貨国、または紙幣国が、金貨本位国に従属する制度であつて、植民地的性質を固有する貨幣制度なのである。

矢内原忠雄氏は、有名な美文で金為替本位制の説明を終える。「金為替本位制はネブカデネザル王の幻に見たる像に似て頭は純金、脚は一分は銀一分は紙である。或は又銀と紙の脚の弱者が金脚の強者に綱にて引かれ行く姿の如きものである。彼は彼自身金の脚を有しない。故にその立つや極めて脆弱である。彼はただ金に結ばる。併し彼は金の頭の重みによりて押し潰されるか、金の脚の怪物によりて縛り倒されるの危険を免れ得ない。印度に金為替本位制を与へたるは英国の植民政策であり、その金為替本位制の運用は英国の印度統治を鞏固にしその利益を増大したるものであつた<sup>(13)</sup>」以上、矢内原忠雄氏の見解を植民地政策論的視角とすれば、次に貨幣制度論的視角ともいえる新庄博氏の見解を検討することにする。

(注)

- (1) 矢内原忠雄『帝国主義下の印度』、大同書院、1937年。
- (2) 前掲書、33ページ。
- (3) 前掲書、33～34ページ。
- (4) 前掲書、46～47ページ。
- (5) 前掲書、48ページ。
- (6) 前掲書、53ページ。
- (7) 前掲書、53ページ。
- (8) 前掲書、53～54ページ。
- (9) 前掲書、68～69ページ。

- (10) 前掲書、76ページ。
- (11) 前掲書、89ページ。
- (12) 前掲書、91～92ページ。
- (13) 前掲書、93ページ。

### III

新庄博『広域経済と貨幣制度』（甲文堂、1943年）は、戦時下特殊な状況において書かれたものではあるが、貨幣論的視角に立つ限り、貨幣の価値、貨幣の機能、貨幣制度、貨幣政策に言及していることもあって、注目すべき書物である。新庄博氏は戦後も金融学界で活躍され、氏の著作『貨幣論』（岩波全書、1952年）は、色々問題はあるにせよ、貨幣についての体系的な研究書として、また貨幣研究についての氏の情熱がひしひしと伝わってくる書物として、時代的背景を考慮に入れた場合、第一級の書物であるといえる。その意味からいっても、新庄博『広域経済と貨幣制度』は、問題にしなければならない書物である。したがってIIIでは、新庄博氏の貨幣制度論的視角とは何かをまず問題にし、IVでは氏のインドの金為替本位制度観を見ていくことにした。

新庄博『広域経済と貨幣制度』は、第1章「序説」、第2章「国際金本位制度の成立」、第3章「国際金本位制度の性格」、第4章「国際金本位制と国内通貨制度」、第5章「金為替本位制に於ける隷属的性質」、第6章「国際金本位制の終焉」、第7章「貨幣制度の新秩序と金の将来」、第8章「広域経済貨幣・為替政策の諸問題」から構成されている。本稿で問題にするのは、第5章「金為替本位制に於ける隷属的性質」であるが、金為替本位制考察のために必要な理論が、第1章「序説」、第2章「国際金本位制度の成立」で論じられているので、本節ではそれを問題にする。

新庄博氏は「序」でいう。「本書題して広域経済と貨幣制度と云ふ。広域経済の貨幣制度とせずして広域経済と貨幣制度としたのは先づ従来の国際金本位制度が如何なる経済体制を反映し、且つ如何なる国の勢力によつて主導されつゝあつたかを示し、然るのちにそれとの対照に於て広域経済の貨幣制度の性格及び形態を描出することに重点を置いたからである。<sup>(1)</sup>新庄博氏の貨幣理論を問題にするためには、念頭においておく必要がある文章である。

新庄博氏は、第1章「序説」で、貨幣を一般的に交換手段ないし流通手段と理解する論者を批判して次のように述べる。「交換手段乃至流通手段と云ふときも亦同様である。例へば現在配給切符制の下で我々が通貨と切符と二つ併せ用ひることによつて或る物を買ひ得るとき、通貨のみならず切符も亦交換手段としての意味をもつであらう。更に通貨なくして切符だけで物が買へる状態を仮定すればそこでは切符がすなはち貨幣だと云へるかも知れない。然しそこでは価値の貯蔵手段とか価値の尺度とか云ふ貨幣の機能は見出され難い事態になつてゐるに相違ない。<sup>(2)</sup>貨幣の本質理解のための、貨幣の各種機能考察の必要性である。続けて「もし我々が総ての貨幣経済を掩ひつくし得るとき意味に於て貨幣を概念し、若くは貨幣を単に交換・流通上の手段として問題とするに止まるならば、それによつて得るところの認識内容は極めて空疎なものとならざるを得ないであらう。而しても我々が貨幣を交換・流通手段として認識する限り恐らくはかかる結果に陥ることを免れない。従つて我々は研究の当初に於て、貨幣を貨幣として認識しやうとするのか、一定の貨幣経済の理解のために貨幣を認識しやうとするのかについて、定かなる認識目的を立てねばならない。而しても我々の目的が貨幣の、経済に対する意味を探究し、即ち或る時期の貨幣経済の究明にあるならば、我々の貨幣分析は当然或る特定の時期に於ける貨幣を問題として取上げねばならないのである。<sup>(3)</sup>貨幣理論が歴史的理論でなければならぬ理由である。

次に、貨幣理論そのものは、貨幣それ自体の考察だけでは成り立たないこと

を次のように述べる。「所詮、我々の考察の対象となるものは鑄貨若くは紙券と云ふがごとき個々の流通手段ではなくして、組織化された一の制度としての貨幣でなければならぬ。従つてそれが歴史的制約の下にある本位制度・通貨制度乃至為替制度として具体的に取上げらるべきものなることは多言を要しないであらう」<sup>(4)</sup>貨幣制度考察の必要性である。

貨幣を前提とした上で、貨幣制度を本位制度と通貨制度に区別しながら、貨幣の諸機能との関係を説く。「交換手段の機能と価値の尺度の機能は常に必ずしも結びつかず、両者同一のものに結びつくのは或る時代に於てのみ特に見られる現象であり、本来流通手段の機能と価値尺度の機能は別個のものによつて別々に分担され得るものである。これを具体的に云ふならば、前者は通貨制度として発達し、後者は本位制度として別個に発達してゐる。通貨としての金銀貨の使用が極めて古い過去に溯り得べきにかゝらず、銀本位、金本位等と称せらるゝ本位制度が漸く数世紀の歴史を閲するに過ぎない事実が何よりもこのことを明瞭に示すであらう。尚また銀行制度の発達した資本制経済の下に於ては貨幣の、資本の移転及び蓄積のための手段としての意義謂はゆる価値保蔵の機能が著しく台頭する」<sup>(5)</sup>価値の尺度を本位制度と、交換手段ないしは流通手段を通貨制度と結びつけた理解であり、それに価値保蔵機能の説明が追加されている。

第2章「国際金本位制度の成立」で、国際金本位制度の成立を次のような説明から開始する。「周知のごとく金本位制を最初に採用した国は英国であつて、その年は1816年とされてゐる。即ち同国1816年の條例は新規に純分 $\frac{11}{12}$ 、量目123・27447グレインの金を以てソベリン金貨を鑄造してこれを1磅と名付け、而して以後この金貨のみを英国の無制限法貨とし、且つこれに自由鑄造の制度を認める旨を定めたのであり、而して英蘭銀行券はこの金貨と兌換せらるべきものとしたのである。しかしこゝに定められた制度が実行に移されたのはそれよりも数年遅れてゐるのであつて、1816年は単に法制上金本位制が採用された年

と云ふに過ぎない。即ち前述の磅金貨（標準金1オンスにつき3磅17志10片半の価格となる）が現実に鑄造せられて銀行券との兌換が開始された年は1821年であり、またもし右の割合に於て銀行券と金地金との兌換が開始された年をとるとすれば1819年をそれとしなければならない。然しながら、もし1819年を以て実質上の金本位開始期と見るべしと云ふならば、実はこれに先立つこと98年、1717年に於て既に標準金1オンス3磅17志10片半と云ふ価格が法定せられて居り、それ以後この時に至るまで金の価格はこゝに固定せられて居つたのである。否、金のこの価格が、第1次欧州大戦後兌換停止の6、7年を例外とすれば1931年の再禁止まで、その後約200年間英国に於て不変に維持された歴史的価格となつてゐるのである。<sup>(6)</sup> 1816年、英国金本位制採用、1821年、英国金本位制実施、新庄博氏の法制史的説明である。

新庄博氏は法制史的説明を前提にしながら、貨幣理論を駆使して次のように説明を展開する。「1717年の改正以後、金貨の価格はこゝに固定せられ、逆に銀貨の通用力が評価せられるものとなり、こゝに価値の基準が銀より金に移るに至つた事実が注目されねばならないのである。而して前述のごとき銀貨の不足にかゝらず、流通通貨の不足を感じなかつた所以のものは、17世紀後半以後に於ける地方銀行の発達1694年設立の英蘭銀行等の銀行券の流通が増加普及したのによる。換言すれば金貨を価値尺度とし、銀行券を通貨とする貨幣制度が既に1717年を期として進行しつゝあつたと解すべきであらう。<sup>(7)</sup> 金貨を価値尺度、銀行券を通貨として交換手段ないしは流通手段と結びつけての理解である。したがって、英国の金本位制採用は、英国一国に関する事柄であり、1717年にさかのぼり、1816年でフォローされたとしても、国際金本位制成立の年とはみなしがたいのである。しかし、国際金本位制の成立に英国の演じた役割、英国の有する地位も無視できないのである。

次に、金本位、銀本位、複本位の区別について、以下のように述べる。「思ふに金本位、銀本位、複本位の区別は結局一国の価格の単位が金の一定量に結

びつけられてゐるか、銀の一定量に結びつけられてゐるか、金及銀夫々の一定量に結びつけられてゐるかに存するのであるから、いまもし金及銀の価格の比率、即ち金銀比価が一定不変の値をとつて動かぬとすれば、金本位をとるも銀本位をとるも、将また複本位をとるもその結果は異らず、即ち各国はその何れをとるも為替比率の変動によつて交易上特別の支障を生ずるわけではないのである。勿論実際に於ては金銀の生産及び需要状況は国によりまた時によつて決して等しかるを得ないはずであるから、もし成行のまゝに放任されるとすれば長きに亘つて両者の比価が一定であると云ふことはのぞみ得べきことではない。然るにそれにもかゝらず金銀の年平均比価を見ると記録の上でそれは極めて高度の安定性を示し、1対15乃至1対15・5を中心として僅小の変動を示すに止まつてゐる。それが著しい乖離をはじめたのは1870年代に入つてからであり、即ち1873年は15・93、74年は16・16、75年は16・64、76年は17・75と云ふごとく開き、80年には18・05、90年には19・75、1900年には33・33と益々開いて行く<sup>(8)</sup>。新庄博氏は金本位、銀本位、複本位を問題にする場合、金銀比価の変動に注目し、1870年頃までは1対15・5の線が守られていたのは、フランスの努力、フランスの人為的政策によることも同時に指摘する<sup>(9)</sup>。

そして国際金本位制度の成立について、次のように結論づける。「英国に次いで法制上金本位を採用せるものは1873年の独逸であり、而してそれは1871年普仏戦争によつて前述のごとき状態にあつた複本位制度の仏蘭西を打倒することによつて得た賠償金を基礎としたものである。これを契機として各国が相次いで法制的にも金本位を採用するに至つたことは周知のごとくであるが、以上の考察をもつて見れば国際金本位制度は実質的には遙かにこれに先立つて成立してゐたと見るべきである。而してそれは各国が逐次英国の制度に帰一せるものに外ならない<sup>(10)</sup>。新庄博氏は、国際金本位制度の成立を、法制上、貨幣理論上から1816年から1873年の間と考えていると見るべきであろう。

国際金本位制度の圧力は世界的に及び、Ⅳで問題にする金為替本位制度もそ



のなかに組み入れて説明されるのであるが、金為替本位制度の具体的説明がここでもインドにおいてなされているので、引用して次節につなげたい。「例へば1899年印度は国内的にはルーピー銀貨を無制限法貨とする銀本位制のまま、対外的関係に於ては金を用ひ、而して対外支払に必要な金は外貨の形に於て倫敦に保有し、印度の対外支払分はその在外正貨の中から正貨を以て支払ひ、その受取分は倫敦に於ける在外正貨を増加する形で受取り、而して英国の磅貨と自国のルーピー貨とを1対15の比率で以て結びつけることゝしたのである。而して東亜に於てその後久しく銀本位国として残存せる諸国も総てかやうな金為替本位制をとることを余儀なくせらるゝことによつて国際金本位制下の『世界経済』の中に夫々棲息しつゝ、あつたものに外ならない。<sup>(11)</sup>」

(注)

- (1) 新庄博『広域経済と貨幣制度』、甲文堂、1943年。
- (2) 前掲書、3ページ。
- (3) 前掲書、3～4ページ。
- (4) 前掲書、6ページ。
- (5) 前掲書、6～7ページ。
- (6) 前掲書、12～13ページ。
- (7) 前掲書、15ページ。
- (8) 前掲書、16～17ページ。
- (9) 「然らば金銀比価のかくのごとき一定性は自然に得られたものであるかと云ふに決してそうではない。而して金銀比価のかくのごとき安定性保持は実に仏蘭西の存在に負ふところがあつたのである。詳言すれば、仏蘭西の本位制度はその外形に多少の修正は行はれたのであるが、1785年以来継続して金銀の法定比価1対15・5の上に成立つてゐた。然るに周知のごとく複本位制の下では例へば銀の市場価格が下落すると安き市場価格にて購入せる銀を高き法定価格を以て政府に売付け、その手取金を金にて受取り、これを以て再び銀を買入れ、かゝる操作を繰返してその間に利益を得んと欲するものを生ぜしめるであらう。従つてかゝる操作によつて損失を負ふものは政府に外ならないが、而も政府がかゝる損失を覚悟して銀の購入を継続して行く限り、銀の

市場価格は漸次上昇して早晚その法定価格に一致するであらう。反対に金の市場価格が下落した場合を仮定すればその場合も右と同様であり、いづれにしても金銀比価は所定の価に回復する。即ち銀の下落傾向があつたとしても当該複本位国が銀の買手、金の売手として十分の実力を有する限り右の比価は人為的に維持され得るのであり、而して1870年頃迄の仏蘭西は金銀比価の安定についてかゝる役割を演じたものに外ならなかつたのである。」（前掲書、18～19ページ。）

(10) 前掲書、21ページ。

(11) 前掲書、29ページ。

#### IV

新庄博氏は、『広域経済と貨幣制度』第5章「金為替本位制における隷属的性質」で、金為替本位制度の歴史的な位置づけを次のように説明する。「金為替本位制と称せられる貨幣制度は元来は国内的に銀本位制をとる国が対外的に金本位制をとる国と同様の効果を納め、就中その国の対金本位為替相場に安定性を実現する仕組として理解されるものであり、即ち19世紀末銀の金に対する価値低落漸次激烈となつて銀を本位貨幣として国際金本位制の圏内に加はることは、徒らに国内通貨の価値を混乱せしめ、それによつて『世界経済』も亦相当の攪乱的影響を受けざるを得ず、しかも金本位制に移行せんとするには正貨準備としての金の蓄積、若くは金の産出に恵まれずと云ふ状態にあるものが、便宜上とるべき仮装的な金本位制と目されたのである。換言すれば国内的には金貨が鑄造されず、従つて国内に於て法貨としてまた無制限通用力を認められた通貨としては銀貨その他があり、この意味に於て金は本位貨幣でないのであるが、しかも対外的には金が本位貨幣として機能するがごとき制度に外ならない。この制度は既に1846年蘭領東印度に、否更に早く、1685年に仏領カナダ、1763年スコットランド、1804年アイルランドに行はれたとも云はれる。然し金為替本位制なる語によつて最初に指示されたものは周知のごとく1893年以後の印度の

貨幣制度に関してであり、我々も亦それ以後のこの制度の普及に興味をもつのである。<sup>(1)</sup>金為替本位制度の歴史におけるインド金為替本位制度の抽出である。

インドの貨幣制度については次のように書き出す。「印度には英国の領有以前より地方により各種の金銀通貨が流通し、全体として何等統一はなく、ルーピー称呼の銀貨も亦既に16世紀中葉より鑄造されてゐたごとく、英国東印度会社が17世紀後半より孟買に造幣局を設立してルーピー銀貨の鑄造を開始し、東印度会社の印度支配が進むに従つて印度の貨幣制度はこのルーピー銀貨を中心としこれに統一せられる方向に進んだのである。即ち1835年従来金貨にも認められてゐた法貨の資格が除かれ銀本位制としての形式を整へるに至り、更に1858年東印度会社より英国政府の直轄に統治が移つて後は従来若干の銀行より発行されてゐた銀行券を廃して政府紙幣に統一発行を開始し、こゝにルーピー銀貨を本位貨幣とする英蘭銀行式の発行制度を建てると至つたのである。<sup>(2)</sup>新庄博氏は続けてインドの貨幣制度を本国政府対植民地の関係としてとらえ、IIで問題にした矢内原忠雄氏の視角からインドの金為替本位制度の説明をした後、インドにおける金為替本位制度の形態の現実の変遷に目を向ける。

1893年のハーシェル委員会の答申について次のように述べる。「1893年の改革はハーシェル委員会の答申に基き、前述のごとく銀の自由鑄造を禁じ銀兌換の紙幣発行を停止すると、もに、ルーピー銀貨の磅に対する比率を1磅=15ルーピー（1ルーピー=1志4片）の比率に固定し、その手段として印度政府は金の提供者に対しては純金7・53344グレーン毎に1ルーピーを交付し、1磅金貨はこれを15ルーピーの割合を以て政府に対する支払に用ひ得るものとしたのである。因みに右の1ルーピー=1志4片の公定比率は当時の下落せるルーピー銀貨の市場相場1志2片に対して著しく過当評価せるものであつた。而して印度の生産物はこの過当に高く評価された銀価格を基準として価格が決まり、従つて印度の工業生産物は英国から見ると高く、逆に英国のそれは印度に於ては安く感ぜられる。これは英国の工業のために印度を販路として確保するもの

に外ならない。かくてなほルーピー銀貨は依然として無制限法貨としての地位を保持したのであるが自由鑄造を禁ぜられ、尚政府紙幣のそれとの兌換も停止されたのであるから国際的には銀本位制としての実質を失ひ、印度の通貨が実質的に金による磅に連繫せられたと云ふ点に於て金を価値尺度とするに至つたこと明らかである。この時は金は政府紙幣の準備金として国内に保有されはした。然し右の安定は金貨本位制の場合のごとく金貨との交換、若くは金との交換によつて直接しかせられたのではなく、外貨としての磅との連繫を通じて、ある。従つてそれは国内通貨の数量をして金為替の数量との間に一定の比率をとらしめること、したその後の改正法に現はるゝごとき制度とは異なるけれども、しかも尚我々は印度の貨幣制度は既に1893年の改正に於て金為替本位制の実質を具ふるに至つたと解すべきであらう。<sup>(3)</sup> 1835年の銀本位制の確立、1858年英国直轄統治下となり、銀行券廃止、政府紙幣に統一された後の貨幣制度の混乱が、一応1893年の貨幣制度の改革で金為替本位制により終止符を打たれたとの説明である。

1899年ファウラー委員会の答申については、次のように述べる。「1899年の『印度鑄貨及び紙幣法』（Indian coinage and paper currency act）は、金貨兌換若くは金地金への兌換制度を要望する意見を斥けたファウラー委員会の答申に拠つたものであり、即ち磅貨幣を1磅=15ルーピー（1ルーピー=1志4片）の通用力に於てルーピー銀貨と併せて無制限法貨とし、磅貨幣の自由鑄造を行つてその流通を認めたが、政府は金の提供に対してはルーピー銀貨を交付する義務を負ふも逆にルーピーに対しては金を交付する義務を負はず、但しルーピー銀貨の磅貨への転換を確保する趣旨を以て、紙幣準備金とは別に対外支払用のルーピーを金に引換えるべき金本位準備金（gold standard reserve）と称する金準備を保有すること、したのである。然し右の資金は印度側の希望に反し、倫敦に設置せられ、且つ金のみならず、磅貨有価証券より成るべきものと決定されたのであるが、これによつてルーピーの対英相場が騰貴せんとす

るときは倫敦より印度への送金者に対し金現送に代えて印度政府支払のルーピー貨手形（Indian Council Bill）を売り渡し、得たる磅貨は印度の在倫敦金本位準備金に加はるとともに、これが印度に於て支払はるゝルーピー貨発行の準備となる。逆にルーピーの対英相場が下落せんとするときには印度政府は印度より倫敦への送金者に対して英本国印度省支払の磅貨手形（Reverse Council Bill）を売渡し、ここに印度に於けるルーピー貨を収縮するとともに、これに相当する磅貨を倫敦の金本位準備より引去る<sup>(4)</sup>。1893年の貨幣改革が、1899年の貨幣改革で受け継がれ、1899年の制度を、後の1920年以降のインドの金地金本位制と区別して、新庄博氏は金為替本位制と規定するのである<sup>(5)</sup>。

新庄博氏は、インド金為替本位制度の問題点を次のようにまとめる。「かくして右の金本位準備金をして為替平衡資金の作用を営ましめることによつて、磅、ルーピー両貨の間に所定の比率を保たしめることゝしたのである。かくして印度の金為替本位制は第一次欧州大戦の時期まで英国の希望せるごとき位置に於ける為替の安定を継続したのであるが、少しく考察すれば分明するごとく為替平衡資金としての右の金本位準備金の機能は明らかに一方的である。即ちそれは印度の外貨が英国に保有せられてゐるのみであつて、英国の外貨は印度に全然保有せられてゐない。換言すればルーピー銀貨より磅貨に転換せんとする額が常に、磅貨よりルーピー銀貨に転換せんとする額に超過することを前提としてのみ成立し得るものであつてその逆の場合に於ては成立し得ない。然かも第一次欧州大戦までの時期に於ては銀の価値は金に対して継続的に低落を続けたのであり、従つてその際に於てルーピー銀貨の磅貨に対する為替相場が一定不変に維持されたと云ふことはルーピー銀貨の価値が如何に人為的にその実質価値以上に評価されてゐたかを示すものに外ならない。それが英国及び印度の双方にとりて如何なる意味をもつかは先に一言せるごとくであるが、要するにルーピー貨の価値がかくその実質価値以上に釣上げられてゐる限りに於て上述の金本位準備金が為替平衡資金としての効果を發揮し得ることは明白であら

う。<sup>(6)</sup>

Ⅲでみたように、新庄博氏は貨幣制度を理解するに、貨幣そのものと制度を切り離し、後に貨幣を一般的価値尺度、一般的交換手段と規定する萌芽ともいえる貨幣機能論を展開した<sup>(7)</sup>。また、制度が人間によって形づくられるゆえに、人為的政策にも目配りをしながら、貨幣制度全体を理解すべきであるとした。しかし、本節Ⅳでインド金為替本位制分析をみる限り、それが有効に生かされてはいないような気がする。インド金為替本位制を述べるに際し、タイトルが「金為替本位制における隷属的性質」であり、矢内原忠雄氏への言及、共感も、新庄博氏の本来の考え方を出しにくくしている。そのことは、インドの金為替本位制度の説明の最後を本稿のⅡで紹介した矢内原忠雄氏の文章を引用し「『……印度貨幣制度の意義は印度の植民地的関係の分析なくしては理解せられ得ない。貨幣の研究は社会の経済的政治的機構の分析に徹入する』」の後、「誠に至言にして我々の深く同感を禁じ得ざるところである<sup>(8)</sup>」と結んでいることによく現われている。新庄博氏は、社会の経済的政治的機構の難解さ、複雑さを、貨幣制度論的視角によって解き明かすことが目的ではなかったのであろうか。新庄博氏の貨幣を含めた貨幣制度の研究も、それを成し遂げて初めて意味を持つはずだからである。インド金為替本位制度研究においては、矢内原忠雄氏と新庄博氏との距離はそう遠くはないのである。

したがって、経済史家井上巽氏の目に矢内原忠雄氏と新庄博氏の違いが、インド金為替本位制成立年理解の相違として整理されざるをえなかった理由でもあるように思う。その点、貨幣制度論的視角に立つと思われる J. M. ケインズが『インドの通貨と金融<sup>(9)</sup>』において正しくインドの金為替本位制成立を位置づけていることには注目しなければならない。ケインズ『インドの通貨と金融』研究の重要性の確認である<sup>(10)</sup>。

（注）

- (1) 新庄博『広域経済と貨幣制度』、甲文堂、1943年、73～74ページ。
- (2) 前掲書、77～78ページ。
- (3) 前掲書、84～85ページ。
- (4) 前掲書、85～86ページ。
- (5) 「なお右の対英1志6片を維持するために一口の数量400 オンス以上に限つて政府は金地金を売買する義務を負ひ、従つて印度自らが準備金の一半を保有する事情は前回改正以来でありこゝでそれが制度化された。この事実重点を置くならば1899年の制度を金為替本位制と呼び、これを金地金本位制として両者を区別することが出来るかも知れない。」（前掲書、92ページ。）
- (6) 前掲書、86～88ページ。
- (7) 新庄博氏の戦後の著作『貨幣論』（岩波全書、1952年）、『増補版財政金融経済論』（日本経済評論社、1978年）で、一般的価値尺度、一般的交換手段概念はより明確になっている。
- (8) 「『……東洋諸国の天才達、東洋諸国民、東洋諸国、東洋、彼等たとへば印度人、比律賓人等々がこの発達したる信用制度の所産たる金為替本位制の考案者、創設者、実行者であつたのか。有り得べからざることである。印度の貨幣制度は印度人の所産ではない。之は印度を領有し統治し、金融的に支配するところの英国政府の所産である。それは印度人の天才の創造ではなく、印度の植民地（属領）性の産物である。英国の印度支配政策の一の表現であり、しかも其中心的政策である。即ち印度に対する英国の植民政策こそ、印度貨幣制度の母である。そは印度の輿論の要求に反しつゝ、之を蹂躪しつゝ実施せられたるものである。貨幣の本質は貨幣をして存在せしむる社会的関係の分析なくしては把握せられざるが如く、印度貨幣制度の意義は印度の植民地的関係の分析なくしては理解せられ得ない。貨幣の研究は社会の経済的政治的機構の分析に徹入する』と。誠に至言にして我々の深く同感を禁じ得ざるどころである。」（前掲書、97～98ページ。）
- (9) J.M. Keynes, *Indian Currency and Finance*, 1913 (*The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.I, 則武保夫・片山貞雄訳『インドの通貨と金融』、東洋経済新報社、1977年)。
- (10) 拙著『ケインズ『インドの通貨と金融』研究序説』、1985年。（なお、本書はプライベートプリントとして印刷されたものである。ここで問題にした、矢内原忠雄、新庄博両氏の見解も、本書第3部「インド金為替本位制度（1893～1913年）研究小史」として、第7章「インド金為替本位制度に対する植民地政策論的視角——矢内原忠雄氏の見解を中心として——」、第8章「インド金為替本位制度に対する貨幣制度論的視角——新庄博氏の見解を中心として——」に収録されているものである。この際、大方の批判を受けたいと思い、両氏の見解に絞り一つにまとめたものである。）